

「国民年金保険料収納事業」に係る実施状況報告 (令和 5 年 5 月開始事業)

1 事業概要

(1) 業務内容

国民年金保険料収納事業(以下「本事業」という。)は、国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)第 91 条に定める納期限内に保険料を納付しない者(ただし、強制徴収対象者を除く。以下「滞納者」という。)に対する国民年金保険料の納付督促業務、免除等申請手続の勧奨業務(以下「納付督促等」という。)及び実施状況報告業務を民間事業者に委託するものであり、次の①から④の業務を包括的に実施する。

- ① 滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務
- ② 滞納者に対する国民年金保険料の免除等申請手続の勧奨業務
- ③ 事業報告書等の作成・報告業務
- ④ 月例打合せ会議等の対応

国民年金法(昭和 34 年法律第 141 号)

(保険料の納期限)

第九十一条 毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければならない。

(2) 納付督促等の手法

- ① 電話(架電及び受電)
- ② 文書

(3) 委託期間

令和 5 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日まで(36 か月)

第 1 期: 令和 5 年 5 月から令和 6 年 4 月

第 2 期: 令和 6 年 5 月から令和 7 年 4 月

第 3 期: 令和 7 年 5 月から令和 8 年 4 月

※ 本報告は、令和 5 年 5 月開始事業第 1 期に係る実施状況報告である。

(4) 受託事業者

アイヴィジット・N T T 印刷共同企業体
株式会社バックスグループ

(5) 受託事業者の決定

令和 5 年度開始事業は、全国(309 年金事務所)を 16 地区に分けて、国民年金保険料収納事業民間競争入札実施要項(以下「実施要項」という。)に基づき、入札を行った。

入札参加に必要な資格を全て満たした 3 者の提案書を、日本年金機構本部に設置する「提案書評価委員会」で審査し、必須項目による基礎点と加点項目による加算点を合計した技術評価点と、入札価格による価格評価点を合計した総合評価点が最も高く、かつ入札価格が予定価格の制限の範囲内であった者を落札者とした。

なお、不落により落札者が決定しなかった 1 地区(31 年金事務所/東京都及び山梨県)は、改めて入札を行い、上記と同様の方法により総合評価点が最も高く、かつ入札価格が予定価格の制限の範囲内であった者を落札者とした。

2 確保されるべき事業の質の達成状況

(1) 調査項目

本資料は、実施要項に基づく下記の項目に関する内容を取りまとめたものである。

- ① 納付督促等の手法別の実施件数
- ② 納付督促等の手法別の効果
- ③ 事業の運営に要した費用

(2) 比較対象

比較は、同一の地域及び期間に対して行う。よって、上記 1 (5) の改めて入札を行った 1 地区 (31 年金事務所/東京都及び山梨県) は、第 1 期の期間が 7 ヶ月間であるため、比較対象から除外し、15 地区 (278 年金事務所) に対して行う。

- ① 令和 5 年度開始事業第 1 期
 地域：278 拠点
 期間：1 年間 (令和 5 年 5 月から令和 6 年 4 月まで)
- ② 令和 2 年度開始事業第 3 期
 地域：278 拠点
 期間：1 年間 (令和 4 年 5 月から令和 5 年 4 月まで)

(3) 達成目標の達成状況

本事業は、事業実施に関して質の確保及び向上を図るため、年金事務所ごとに事業の達成目標 (督促納付率) を各期に設定している。

令和 5 年度開始事業の実績は、令和 2 年度開始事業と同様に現年度、過年度 1 年目、過年度 2 年目の目標をいずれも達成している。

令和 5 年度開始事業第 1 期	達成目標	実績	達成率
現年度	7.88 %	9.46 %	120.08 %
過年度 1 年目	5.78 %	7.77 %	134.27 %
過年度 2 年目	2.96 %	3.29 %	111.30 %

令和 2 年度開始事業第 3 期	達成目標	実績	達成率
現年度	11.15 %	11.41 %	102.25 %
過年度 1 年目	5.96 %	8.34 %	139.92 %
過年度 2 年目	3.66 %	4.68 %	127.72 %

〔達成目標の算出方法〕

達成目標 (督促納付率) の算出式	
現年度	$\text{事業者の実績} = \frac{\text{事業者督促月数 (現年度)}}{\text{納付対象月数} - \text{納付期限内納付月数} - \text{強制徴収収納月数}}$
過年度 1 年目	$\text{事業者の実績} = \frac{\text{事業者督促月数 (過年度 1 年目)}}{\text{納付対象月数} - \text{前年度末現年度納付月数} - \text{強制徴収収納月数}}$
過年度 2 年目	$\text{事業者の実績} = \frac{\text{事業者督促月数 (過年度 2 年目)}}{\text{納付対象月数} - \text{前年度末過年度 1 年目納付月数} - \text{強制徴収収納月数}}$

〔用語の定義〕

	用語	定義
1	事業者督促月数	事業者が電話により本人又は連帯納付義務者と接触した事蹟のある日又は文書を送付した事蹟のある日以降、当該日が属する月の翌月末日までの間に納付された月数
2	納付対象月数	納付すべき月数のうち、免除された月数を除いた月数
3	納付期限内納付月数	納期限までに納付された月数
4	強制徴収収納月数	強制徴収対象者より納付された月数
5	前年度末現年度納付月数	現年度分として納付された月数（前年度末時点）
6	前年度末過年度 1 年目納付月数	過年度 1 年目分として納付された月数（前年度末時点）

(4) 納付督促等の手法別の実施件数

令和 5 年度開始事業の実施件数をみると、電話は約 191 万件に接触、文書は約 789 万件に送付している。

令和 5 年度開始事業は、実施件数が約 102 万件、滞納者 1 人あたりの実施件数が約 0.1 件、令和 2 年度開始事業より低くなっている。

手法別の実施件数〔A〕

事業	電話	文書	合計
令和 5 年度開始事業第 1 期	1,913,529 件	7,886,941 件	9,800,470 件
令和 2 年度開始事業第 3 期	2,012,617 件	8,811,315 件	10,823,932 件
差分	▲ 99,088 件	▲ 924,374 件	▲ 1,023,462 件

※ 電話は本人又は連帯納付義務者と接触した件数。文書は本人に送付した件数。

事業者へ提供した滞納者情報の平均人数〔B〕

事業	平均人数
令和 5 年度開始事業第 1 期	3,328,343 人
令和 2 年度開始事業第 3 期	3,559,082 人
差分	▲ 230,739 人

※ 期中に滞納者情報として週次提供した人数の平均値。

滞納者 1 人あたりの実施件数〔A/B〕

事業	電話	文書	合計
令和 5 年度開始事業第 1 期	0.57 件	2.36 件	2.94 件
令和 2 年度開始事業第 3 期	0.56 件	2.47 件	3.04 件

(5) 納付督促等の手法別の効果

令和 5 年度開始事業の事業者督促月数をみると、電話は約 120 万月、文書は約 278 万月であった。

令和 5 年度開始事業は、事業者督促月数が約 98 万月、実施件数 1 件あたりの事業者督

励月数が約 0.05 月、滞納者 1 人あたりの事業者督励月数が約 0.2 月、令和 2 年度開始事業より低くなっている。

手法別の事業者督励月数〔C〕

事業	電話	文書	合計
令和 5 年度開始事業第 1 期	1,196,943 月	2,781,095 月	3,978,038 月
令和 2 年度開始事業第 3 期	1,387,162 月	3,571,230 月	4,958,392 月
差分	▲ 190,219 月	▲ 790,135 月	▲ 980,354 月

実施件数 1 件あたりの事業者督励月数〔C/A〕

事業	電話	文書	合計
令和 5 年度開始事業第 1 期	0.62 月	0.35 月	0.40 月
令和 2 年度開始事業第 3 期	0.68 月	0.40 月	0.45 月

滞納者 1 人あたりの事業者督励月数〔C/B〕

事業	電話	文書	合計
令和 5 年度開始事業第 1 期	0.35 月	0.83 月	1.19 月
令和 2 年度開始事業第 3 期	0.38 月	1.00 月	1.39 月

3 事業の運営に要した費用

(1) 期別委託費

期別委託費をみると、令和 5 年度開始事業は約 21.7 億円となっており、令和 2 年度開始事業より約 18.3 億円少なくなっている。

期別委託費が減少している理由として、令和 5 年度開始事業より納付督励等の手法から訪問を除外したことが考えられる。

期別委託費(税込)〔D〕

事業	期別委託費
令和 5 年度開始事業第 1 期	2,173,174,800 円
令和 2 年度開始事業第 3 期	4,006,360,442 円
差額	▲ 1,833,185,642 円

(2) 委託費の増減額措置

本事業は、事業実施に関して質の確保及び向上を図るため、事業の達成状況に応じた委託費の増額又は減額の措置を講ずることとしている。

委託費の増減額をみると、令和 5 年度開始事業は約 3.2 億円となっている。

委託費の増減額(税込)

事業	委託費の増減額
令和 5 年度開始事業第 1 期	315,271,590 円

※ 委託費の増減額措置の考え方

① 達成目標（督促納付率）を超過した場合の増額

・ 達成目標が 100%から 110%まで

各年金事務所の各達成目標について、それぞれ超過した割合 0.1%ごとに、0.05%を各事務所別基本額に乗じて得た額を増額する。

・ 達成目標が 110%以上 120%未満

各年金事務所の各達成目標について、それぞれ超過した割合 0.1%ごとに、0.2%を各事務所別基本額に乗じて得た額を増額する。

・ 達成目標が 120%以上

各年金事務所の各達成目標について、それぞれ超過した割合 0.1%ごとに、0.1%を各事務所別基本額に乗じて得た額を増額する。

なお、超過した割合が 0.1%未満の場合は、切り下げる。

また、増額する額は各事務所別基本額の 25%を限度とする。

② 達成目標（督促納付率）に達しなかった場合の減額

・ 達成目標が 95%以上 100%未満

各年金事務所の各達成目標について、それぞれ未達成割合 0.1%ごとに、0.2%を各事務所別基本額に乗じて得た額を減額する。

・ 達成目標が 80%以上 95%未満

各年金事務所の各達成目標について、それぞれ未達成割合 0.1%ごとに、0.05%を各事務所別基本額に乗じて得た額を減額する。

・ 達成目標が 80%未満

各年金事務所の各達成目標について、それぞれ未達成割合 0.1%ごとに、0.1%を各事務所別基本額に乗じて得た額を減額する。

なお、未達成割合が 0.1%未満の場合は、切り上げる。

また、減額する額は各事務所別基本額の 25%を限度とする。

③ 口座振替等の獲得目標件数に係る達成状況に応じた増額又は減額

口座振替等の獲得目標件数を上回った場合は、各事務所別基本額に 5%を乗じて得た額を増額し、下回った場合は、各事務所別基本額に 3.5%を乗じて得た額を減額する。

④ 事故・事務処理誤りによる減額

受託事業者による事故・事務処理誤りが発生した場合は、その影響度合いに応じた減額点数を影響のあった対象者を管轄する年金事務所ごとに加算し、減額点数の累積に応じた減額率を各事務所別基本額に乗じて得た額を減額する。

また、減額する額は各事務所別基本額の 5%を限度とする。

(3) 事業者督励月数 1 月あたりに要した費用

事業者督励月数 1 月に要した費用をみると、令和 5 年度開始事業は 546.2 円となっており、令和 2 年度開始事業より 236.9 円少なくなっている。

事業者督励月数 1 月に要した費用が減少している理由として、確保されるべき質である達成目標以上に実績があったこと及び令和 5 年度開始事業より納付督励等の手法から訪問を除外したことにより費用が減少したことが影響していると考えられる。

事業者督励月数 1 月あたりに要した費用〔D/C〕

事業	事業者督励月数 1 月 に要した費用
令和 5 年度開始事業第 1 期	546.2 円
令和 2 年度開始事業第 3 期※	783.1 円
差額	▲ 236.9 円

※ 訪問による事業者督励月数 (157,488 月) を含めて算出している。

4 評価のまとめ

確保されるべき質である達成目標の達成状況は、現年度、過年度 1 年目、過年度 2 年目のいずれも達成している。

期別委託費は、令和 5 年度開始事業より納付督励の手法から訪問を除外したことにより減少している。

上記 2 点を理由として、事業者督励月数 1 月獲得に要した費用が下がっていることから、概ね良好に事業を実施しているものと評価することができる。

一方で、入札の結果は、1 地区が予定価格超過による不落となり、課題が残る結果となっている。

今後も本事業の実施に当たり、督励品質の向上、経費の削減が実現できるよう引き続き検討する。